



1 基本的な考え方

本プランは、「性別にかかわらず誰もが、互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い、社会のあらゆる活動に自分の意思で参画することができ、喜びも責任も分かち合える社会」の実現をめざします。

プランの名称については、市民の皆様により親しみやすいプランとなるよう、「一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第3次廿日市市男女共同参画プラン）」としました。男女共同参画社会[※]の実現を目指し、性別や年齢にかかわらず、「一人ひとりが自分らしく」生きることができ、互いに多様な生き方や働き方を尊重し合いながら、誰もが家庭や職場、社会などあらゆる場面で活躍し「輝く」ことができる社会を目指すという思いを込めています。

キャッチフレーズを「第2次プラン」から引き継ぎ“ともに創る、人・まち・あした”とします。性別にかかわらず誰もが一緒に、お互いを尊重し合う意識、安心して活躍できる環境、廿日市市の未来を創っていくという意味を込めています。

プランの名称

**一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち
（第3次廿日市市男女共同参画プラン）**

ともに創る、人・まち・あした

計画のキャッチフレーズ



2 基本目標

国や県の動向、社会的情勢、これまでの取組の成果と課題、市民アンケート調査の結果に基づき、次の3つの基本目標を設定し、施策を推進します。

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる環境をつくることが重要です。

また、誰もが安心して子育てや介護をし、仕事と家庭生活・地域活動の調和（ワーク・ライフ・バランス※）が図られるためには意識の啓発、及び両立支援の充実が必要です。

人口減少の時代を迎え、地域社会における人とのつながりの希薄化や、単身世帯の増加といった要因による家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、性別にかかわらず誰もが、出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

また、防災に関する政策、方針決定の場に女性の参画を促し、被災時に誰もが安心して生活できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整える必要があります。

活力に満ちた廿日市市を実現させるためには、市民の幅広い意見を反映させることが大切であり、地域、就労などあらゆる分野の方針決定過程に男女の参画が必要です。

一人ひとりの生き方、思いが尊重されるとともに、子育て、介護などの支援が充実し、自ら選択した場で生き生きと活躍できるまちを目指します。

目指す廿日市市の姿

一人ひとりの生き方、思いが尊重されるとともに、子育て、介護などの支援が充実し、自ら選択した場で生き生きと活躍できるまち

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会※を実現するための人づくり

性別にかかわらず誰もが互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、ともに参画し、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会※づくりを進めていくためには、今後も、男女共同参画社会※の意識の浸透、固定的性別役割分担意識※を解消するための広報・啓発を継続的かつ着実に幅広い年代に対して行うことが必要です。

こうした意識を育むためには、家庭・学校・地域における教育や学習の果たす役割が重要です。

また、性的指向・性自認についての社会全体へ認識が広がる一方で、性的マイノリティ※の方が社会的に疎外されたりするなど、性の多様性への理解が十分でない状況があることから性の多様性についての理解を深める取組が必要です。

男女共同参画社会※を実現するための人づくりを進め、性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、相手の気持ちを思いやり、笑顔があふれるまちを目指します。



目指す廿日市市の姿

性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、相手の気持ちを思いやり、
笑顔があふれるまち

基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

誰もが安心して暮らすためには、性別にかかわらず誰もが生涯にわたって健康で過ごすことが不可欠です。そのためには、心身やその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を享受できるよう支援をしていく必要があります。

人権尊重の観点から、DV*等については、根絶に向けた取組や、関係機関の連携を強化し被害者に対する相談体制の充実や自立に向けた支援を引き続き行います。

また、「女性支援新法」の趣旨を踏まえ、様々な困難な状況に置かれている女性への支援をしていく必要があります。

性別にかかわらず子どもから高齢者まで、住み慣れたまちで安心して、健康に暮らすことのできるまちを目指します。

目指す廿日市市の姿

性別にかかわらず子どもから高齢者まで、
住み慣れたまちで安心して、健康に暮らすことのできるまち



3 市、市民、事業者の役割

本プランでは、前述のとおり3つの基本目標を掲げています。男女共同参画社会[※]の実現のためには、この目標に向けて、市、市民及び事業者それぞれが次のとおり役割を担いながら取組を進めることが重要です。

市の役割

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- 市民、事業者の積極的な取組を支援します。
- 施策の実施に当たり、市民及び事業者と協働するとともに、国及び県と連携して取組を進めます。

市民の役割

- 男女共同参画社会[※]に対し、関心を持ちます。
- 家庭、学校、職場、地域などで、男女がお互いに尊重し、協力し合い、男女共同参画の意識を持ち行動します。

市は、市民の皆さんの男女共同参画社会[※]への関心が高まり、意識を持ち行動できるよう、積極的に情報を提供するとともに、講演会やセミナー、相談事業などを実施します。

市民の皆さんには、市からの情報を適切に受け取るとともに、市が実施する事業への参加、連携、協力することなどを通して男女共同参画社会[※]に対し関心を持ち、家庭、学校、職場、地域などの暮らしの中で、男女共同参画の視点に立って主体的に行動することを願います。

事業者の役割

- 男女共同参画の視点に立ち、男女がともにそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境を整えます。
- ワーク・ライフ・バランス[※]を推進します。

市は、事業者の皆さんへ男女共同参画の視点、男女共同参画に関する制度や支援、ワーク・ライフ・バランス[※]の考え方などについて理解を深めていただけるよう、積極的に情報を提供します。

事業者の皆さんには、市からの情報を適切に活用し、男女がともにそれぞれの能力を十分に発揮できるよう働きやすい環境を整えていただくとともに、ワーク・ライフ・バランス[※]の推進をお願いするものです。



【プランのイメージ図】

男女共同参画社会基本法*

広島県男女共同参画推進条例 の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての中立性への配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

プランの根拠

「男女共同参画社会基本法*」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

関係計画との整合

- はつかいち未来ビジョン2035
- 男女共同参画基本計画（国）
- 広島県男女共同参画基本計画 など

一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち
(第3次廿日市市男女共同参画プラン)

“性別にかかわらず誰もが、互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い、社会のあらゆる活動に自分の意思で参画することができ、喜びも責任も分かち合える社会”の実現を目指します。

実現のための基本目標

基本目標

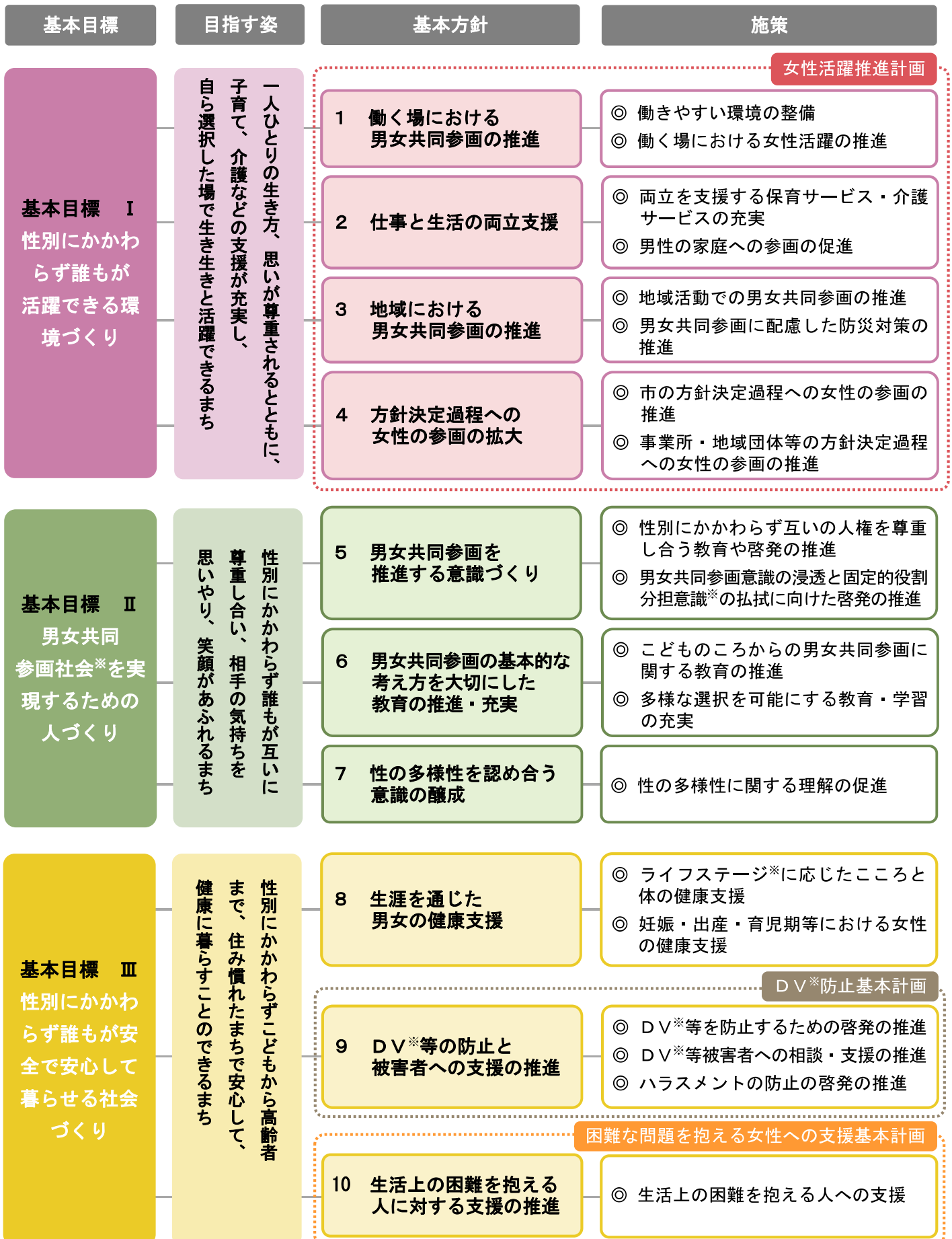
I
性別にかかわらず
誰もが活躍できる
環境づくり

II
男女共同参画社会
を実現するための
人づくり

III
性別にかかわらず
誰もが安全で安心
して暮らせる社会
づくり



4 プランの体系



5 プランの内容

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

基本方針1 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

男女がともに能力を発揮し、希望に応じて働き続けることができる社会の実現に向けて、働く場における男女共同参画の推進は重要な課題となっています。

近年、就業率は男女ともに上昇傾向にありますが、女性就業者の約半数以上は非正規雇用であり（p 24・図1）、女性の正規雇用比率は25～29歳をピークに低下するL字カーブ*を描いており、男女間の賃金格差の一因ともなっています。（p 24・図2）

本市では、女性の年齢階級別就業率は、出産・子育て期にあたる30歳代を底とするいわゆるM字カーブ*を描いています。（p 24・図3）

市民アンケート調査では、男女共同参画社会*を進めるために行政が力を入れるべきことについては、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」が最上位になっています。（p 49・図8）

また、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、「こどもの迎えの時刻に合わせて、仕事を切り上げなければならない」、「こどもの病気の回復に日数を要する場合、長期間仕事を休まなければならない」が上位になっています。（p 51・図9）

育児や介護を理由としたライフイベントに際し、仕事と家庭の両立のしづらさや特に女性においてキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景として長時間労働や女性への家事・育児等の負担の偏りがあります。

事業所調査によると、男女間の格差を解消するためのポジティブ・アクション（女性の採用・登用などを進めるための積極的改善措置）*の取組状況について、「今のところ取り組む予定はない」との回答は4割超となっています。（p 52・図10）

こうしたことから、雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保とともに、就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められています。また、長時間労働の削減、ライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方ができるような支援、男性が育児・介護休業が取得しやすい職場づくり、ハラスメントの防止など働きやすい職場環境づくりの推進が必要です。

《施策》

1 働きやすい環境の整備

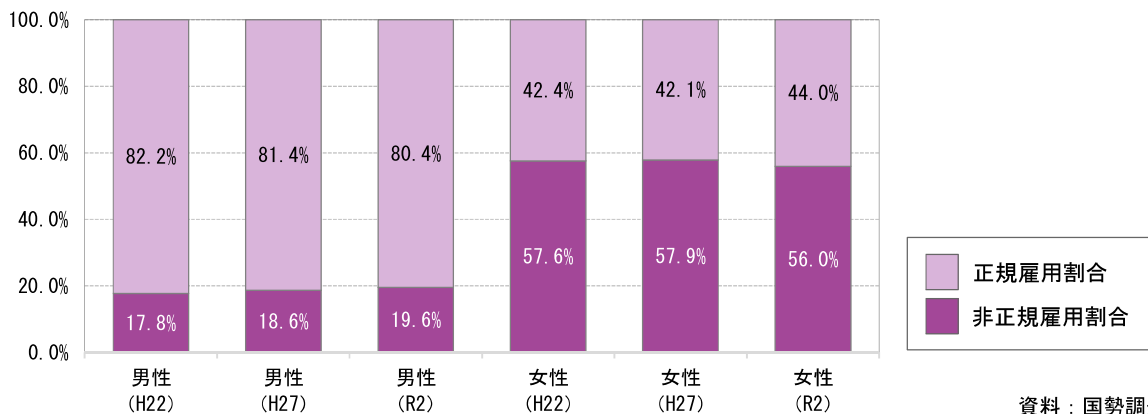
長時間労働の削減や労働生産性の向上など、働き方改革の推進とともに、多様な働き方、ハラスメント防止、安全・快適な職場環境の整備を促進します。

2 働く場における女性活躍の推進

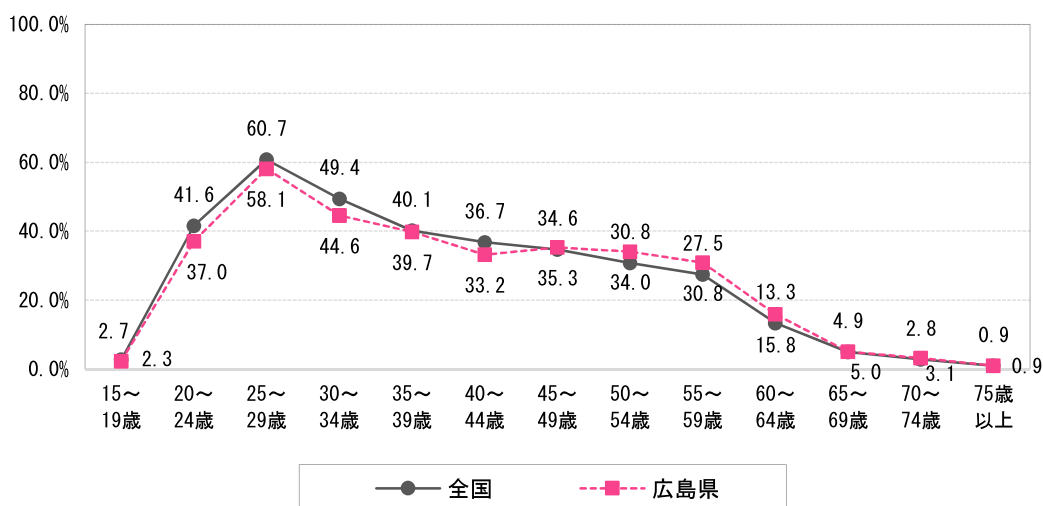
女性の活躍推進の必要性を事業所へ広く働きかけるとともに、雇用の分野において男女の均等な機会や待遇が確保されるよう、職場の環境づくりを推進します。また、働きたい女性がその能力を十分に発揮できるよう、就職、再就職、創業のための支援など多様なニーズに応じた働き方への支援を行います。



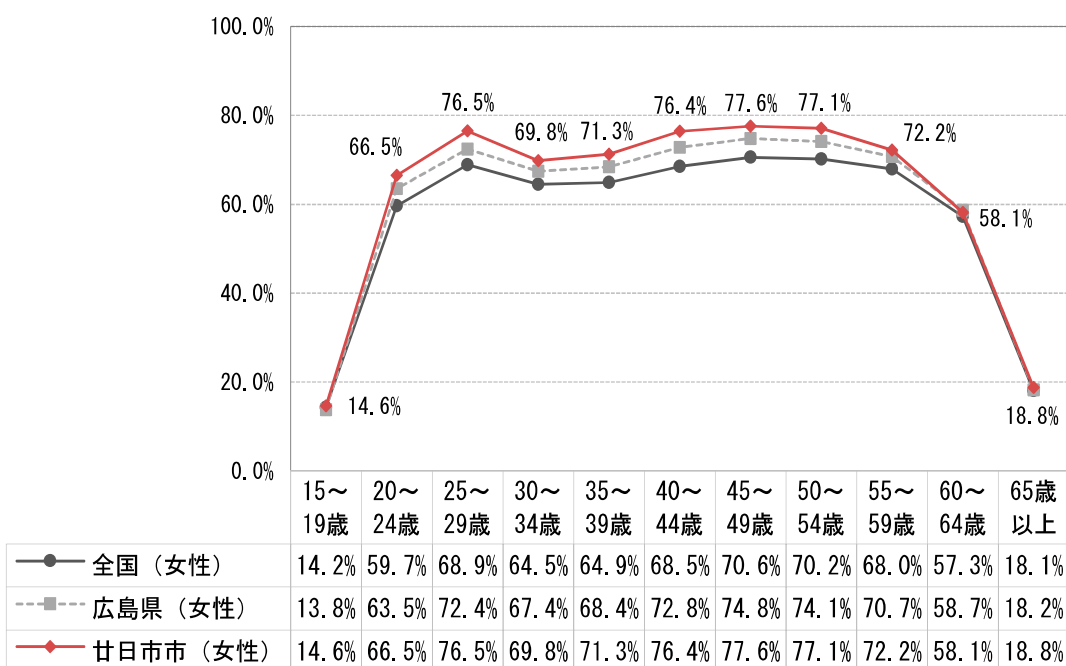
【図1】【男女別正規・非正規雇用の割合の推移】



【図2】【女性の正規雇用比率（全国・広島県）】



【図3】【女性の年齢階級別就業率の推移】





基本方針 2 仕事と生活の両立支援

現状と課題

一人ひとりが多様な生き方を選択でき、家庭や地域社会の一員として責任を分かち合いながら活動していくためには、ワーク・ライフ・バランス*の実現が重要です。

市民アンケート調査によると「仕事」、「家庭や地域生活」、「個人の生活」の優先度について、希望では、「仕事を優先したい」は2.7%であるのに対して、現実では、「仕事を優先している」が23.1%となっています。（p 52・図11）

また、1日当たりの家事・育児に費やす時間は、平日・休日どちらも男性より女性の方が費やしている時間が多くなっています。（p 53・図12）

若者アンケート調査では、配偶者（パートナー）にしてほしいと思うことでは、女性が男性に求めることは、家事よりも育児についての要望が多くなっています。（p 54・図13）

男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なことは、「家事や育児介護などに協力して取り組む」、「育児休業や介護休業を利用しやすくする」、「保育や介護のサービスを充実させ誰もが利用しやすくする」、「残業を減らす・労働時間を短縮する」が上位になっています。（p 55・図14）

少子高齢化や核家族化など、人口構造や社会環境の変化が急速に進み、女性の社会進出が進む中、豊かで活力ある社会を維持していくためには、多様化する子育て及び介護等にかかわるニーズに対応できるサービスの充実を図るとともに、ライフスタイルを見直し、男女がともに家庭的責任を担い、男性も育児休業などを取得しやすい環境づくり、男性の家事・育児・介護等の家庭生活に参画するための能力向上など、性別にかかわらず協力して家庭生活を営むことができる環境づくりが必要です。

《施策》

1 両立を支援する保育サービス・介護サービスの充実

男女がともに職業生活と家庭生活の両立を図れるよう、保育サービスの充実など、子育て支援の拡充を図るとともに、高齢化を背景として社会的問題となっている介護離職を防止するため、介護サービスの充実を推進します。

2 男性の家庭への参画の促進

家庭における男女共同参画の意識啓発を行い、男性の育児休業等の取得促進の取組を推進するとともに、男性が家事・育児・介護等の家庭生活に参画するための知識や技術を習得するための学習機会の充実を図ります。



基本方針3 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

女性や若い世代を含め、誰もが住み続けたいと思える持続可能な地域をつくるためには、幅広い年代の男女が、まちづくりや福祉、環境、防災、防犯等の地域活動に参画することが重要です。

地域活動を支える人材は高齢化が進んでおり、必要な人数を確保すること自体が課題となっている場合もあります。そのため、性別にかかわらず誰もが参加しやすい環境を整えることは、参加者の確保や活動の持続性の観点からも重要です。

市民アンケート調査では、性別にかかわらず地域活動に積極的な参加をするために必要なことについて、全体、男性、女性すべてで「若い世代の人の意見を聞くなど誰でも参加しやすい雰囲気をつくる」、「会議などの開催時刻の配慮や会議の時間・回数の短縮を図る」、「誰もが発言しやすい雰囲気づくりをする」との回答が30%以上と高くなっています。(p56・図16)

地域での男女共同参画を進めるためには、固定的性別役割分担意識^{*}の払拭や安心して暮らせる環境整備など、誰もが参加しやすい環境づくりが重要です。

また、スポーツ分野における男女共同参画を進めるためには、性差により競技を諦めることがないよう、女性が利用しやすいスポーツ施設の整備等スポーツ競技を継続できる環境づくりの推進を図る必要があります。

防災分野における必要な対策・対応については、避難所運営に女性の視点が重要であるなど、これまでの過去の災害を踏まえ、国の指針を参考にしながら、防災対策などの計画段階において女性が参画し、男女共同参画の視点を持って、平常時から防災・災害時対策を講じておくことが必要となります。

《施策》

1 地域活動での男女共同参画の推進

地域活動において一人ひとりの能力を生かすことができるよう、固定的性別役割分担意識^{*}を見直すための啓発を行います。また、あらゆる年代の男女の地域活動への参画を促進します。

2 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

防災・減災の取組において、男女共同参画の視点を確実に反映することが不可欠であるため、誰もが安心できる防災体制の構築を目指します。また、女性の意見が反映される体制整備や人材育成を進め、地域の防災力を強化します。



基本方針4 方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

性別にかかわらず誰もが社会の対等な構成員として、あらゆる分野での政策・方針などの立案・決定過程とともに参画することが、多様な価値観や発想が取り入れられ男女共同参画社会*を実現する基盤となり、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために重要です。

市民アンケートでは、「政治の場」で男女の地位が平等になっていると思う人は約7%で低い状況になっています。(p 58・図19)

政治分野における女性の政治参画の拡大は、政治に民意を反映するために重要です。市議会における女性議員は、27人中7人(令和7(2025)年4月1日現在)であり、女性議員が占める割合は、25.9%となっており広島県内では、女性議員の割合が高い市議会となっています。

市の審議会等委員の女性委員割合は、令和7(2025)年は26.6%で、令和元(2019)年の21.6%から上昇傾向にあるものの、目標の30.0%には達しておらず委員に占める女性の割合はまだ十分でない状況にあります。(p 28・図4)

市内事業所アンケート結果では、女性管理職の割合は増加しているものの、課長相当職以上に占める女性は14.4%と男性の割合が高い状況となっています。(p 28・図5)

地域活動の場では、令和7(2025)年度の「町内会長に占める女性割合」は14.6%であり数値目標の20.0%に達していません。(p 28・図7)地域で生活する様々な人が主体的に地域づくりにかかわることが、地域力を高めることにつながるため、町内会等の話し合いの場に女性の参画が必要です。

あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画を進めるため、市が率先して女性の登用を進めるとともに、事業所や地域団体活動においても女性の参画・活躍の機会を広げていくため、情報や学習機会の提供を行い、社会全体の理解の促進を図る必要があります。

《施策》

1 市の方針決定過程への女性の参画の推進

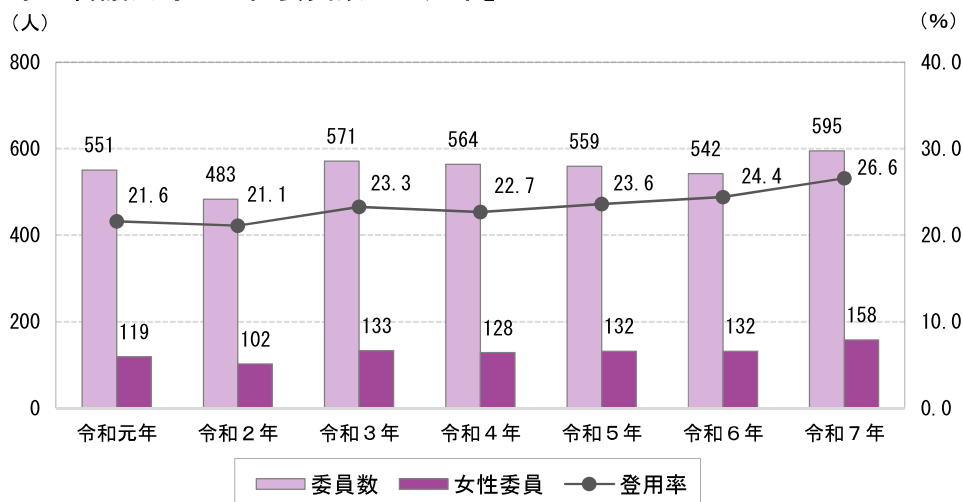
市の施策の展開に多様な視点を反映するため、審議会等への女性の参画を促進するとともに、市の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を推進します。

2 事業所・地域団体等の方針決定過程への女性の参画の推進

地域のあらゆる場の意思決定過程に多様な視点を生かすため、事業所や地域等における女性の参画を促進するための働きかけを行います。



【図 4】【廿日市市の審議会等の女性委員数と登用率】



資料：人権・市民生活課調べ

【図 5】【市内事業所における役職者に占める女性割合】 「n」は回答数

<割合>	平成 30 年 (n=38)		→	令和 6 年 (n=59)	
	男性	女性		男性	女性
部長相当職	92.1%	7.9%	→	94.6%	5.4%
課長相当職	90.7%	9.3%	→	81.4%	18.6%
係長相当職	84.1%	15.9%	→	58.6%	41.4%
係長相当職以上割合	87.6%	12.4%	→	75.2%	24.8%
課長相当職以上割合	91.1%	8.9%	→	85.6%	14.4%

資料：廿日市男女共同参画に関する事業所アンケート（令和6（2024）年）

【図 6】【市内事業所における役職別人数（係長相当職以上）】

<人数>	平成 30 年 (n=38)			→	令和 6 年 (n=59)		
	合計	男性	女性		合計	男性	女性
部長相当職	140 人	129 人	11 人	→	167 人	158 人	9 人
課長相当職	397 人	360 人	37 人	→	361 人	294 人	67 人
係長相当職	522 人	439 人	83 人	→	331 人	194 人	137 人
計	1,059 人	928 人	131 人	→	859 人	646 人	213 人

資料：廿日市男女共同参画に関する事業所アンケート（令和6（2024）年）

【図 7】【町内会長に占める女性割合】

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
女性の割合	13.9%	15.7%	14.2%	13.1%	14.6%

資料：地域振興課調べ

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会※を実現するための人づくり

基本方針5 男女共同参画を推進する意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが互いの人権を尊重し合い、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮される社会の実現が重要です。

市民アンケート調査では、「夫（男）は外で働き、妻（女）は家庭を守るのが望ましい」という固定的性別役割分担意識※について、『そう思わない（「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」）』との回答が令和6（2024）年では72.8%と、前回調査と比べてその割合は高くなっており、時代とともに意識は変わってきています。（p57・図17）

年代別で見ると、『そう思う（「どちらかといえばそう思う」＋「そう思う」）』は60歳代未満では1割台半ば～約2割なのに対し、60歳以上では3割超と高くなっており、若い年齢層ほど反対意識が強く、年齢が上がるほど賛成意識が強いといった、年齢による意識差が顕著にみられます。（p57・図17）

一方、社会全体での男女の地位の平等感を経年比較で見ると、どの年齢層においても「男性の方が優遇されている」と感じる割合が6割から7割程度となっています。（p58・図19）

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成しない人が増加している一方で、制度や慣習、役割分担は依然として平等とは言い難いことも一因だと考えられます。

今後は、男女共同参画に関する意識を一層浸透させるとともに、固定的性別役割分担意識※やアンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）にとらわれず、多様な生き方や働き方が尊重される社会づくりが求められています。

性別にかかわらず、一人ひとりがそれぞれの個性に合った生き方を選択することができ、それぞれの生き方を認め合うことは、個人を大切にし、互いを認め合う人権尊重の基本です。

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画できる社会の実現に向け、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識の払拭に向けた広報・啓発活動を進めていく必要があります。

《施策》

1 性別にかかわらず互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

性別にかかわらず一人ひとりの人権を尊重する意識を形成するため、講演会や研修会などを通じて教育・啓発活動を積極的に推進します。

2 男女共同参画意識の浸透と固定的性別役割分担意識※の払拭に向けた啓発の推進

男女共同参画意識の浸透とアンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）に対する気づきや固定的性別役割分担意識※を払拭するため、多様な媒体による広報や講演会等の実施等により、男女共同参画の理解の促進に努め、慣習や役割分担等の見直しにつながる啓発活動に取り組めます。



基本方針6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実

現状と課題

男女共同参画社会^{*}を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識^{*}は、根強く家庭、職場、地域社会等の中に残っており、男女共同参画社会^{*}の実現の障壁となっています。性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、活躍するためには、教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図る必要があります。

市民アンケート調査においても、男女共同参画を進めるために、行政が力を入れるべきこととして、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」の回答が3番目に多くなっており、学校教育や家庭教育における取組がこどもの将来を見据えた自己形成や、社会全体における男女共同参画の推進につながることから、積極的な推進が求められています。(p 49・図8)

また、男女共同参画社会^{*}を進めていくために学校教育において必要な取組については、「ジェンダーによる悩みを抱える学生が相談しやすい環境の整備」、「ジェンダーに関する基礎的な知識と平等の重要性を学ぶための授業」が上位になっています。(p 59・図21)

こうした状況を踏まえ、こどものころから人権尊重を基盤に男女平等や家庭生活の大切さについて理解を深めるとともに、固定的性別役割分担意識^{*}にとらわれず、家庭・学校・地域社会などあらゆる場に参画できる力を育むことが重要です。そのためには、キャリア教育^{*}を含めた生涯にわたる学習機会の提供や、学習成果を適切に生かせる地域社会の整備など、一人ひとりが多様な価値観や進路の中から自分に合った選択をできる教育・学習環境の充実が求められます。

《施策》

1 こどものころからの男女共同参画に関する教育の推進

人権尊重を基盤とした男女平等観の形成、男女共同参画についての理解を促進するため、こどものころから、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ります。また、教職員・保育士等・保護者に向けての研修・啓発を行います。

2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

多様な価値観や進路を尊重し、一人ひとりが自分に合った選択をできる教育・学習環境の充実を目指し、キャリア教育^{*}や生涯学習の機会を拡大し、主体的な学びと成長を支援します。これにより、多様な人材の育成と社会参加を促進します。



基本方針 7 性の多様性を認め合う意識の醸成

現状と課題

近年、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、性のあり方の多様性についての理解を深める必要性が高まっています。こうした認識の広がりを受け、性的マイノリティ※の方への理解促進や差別解消に向けた取組が進められています。

市民アンケートでは、身近な人から性的マイノリティ※であると打ち明けられたときについて、『受け入れる（「受け入れられる」+「驚くがすぐに受け入れられる」+「時間をかければ受け入れられる」+「仕方がないので受け入れる」）』との回答が男性では約6割であるのに対し、女性では7割超と男女での差がみられました。（p 60・図22）

性的マイノリティ※の方々が偏見や差別から解放され生活しやすくなるための取組について、「生徒や市民への対応を想定し、学校教員や行政職員への研修等を行う」、「相談窓口等を充実させ、その存在を周知する」、「更衣室や制服など、性別での区別への配慮を行う」との回答が全体で高くなっています。（p 60・図23）

性的指向や性自認、身体的性、性表現といった「性のあり方」が人それぞれに多様であるという認識が社会全体に広がりつつあります。一方で、性的マイノリティ※の方に対する偏見や誤解も依然として存在しているため、当事者が安心して暮らすことのできる社会環境の整備について引き続き取組を推進していくことが重要です。

《施策》

1 性の多様性に関する理解の促進

性の多様性に関する知識と理解を深めるため、教育・啓発活動を推進するとともに、学校や職場、地域などあらゆる場面での偏見や差別を防ぎ、性の多様性を尊重する意識を醸成します。



基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

基本方針 8 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

性別による身体の機能や特性を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会[※]の実現のために重要です。

女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なります。男女共同参画の一層の推進のためには、男女ともに自分自身及び互いの身体の特長・健康課題に対する正しい理解とそれぞれの特性に応じた健康支援が必要となります。

女性は、妊娠・出産や、月経に由来する症状、女性特有のがん、更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。

また、男性においても、更年期障害を含め、性差に由来した健康課題への対応が必要です。

性別にかかわらず誰もが生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送れるよう、妊娠・出産・育児期の女性への健康支援を推進するとともに、男女ともにライフステージ[※]ごとに変化する心身の健康課題への認識や予防など健康支援のさらなる充実が求められます。

《施策》

1 ライフステージ[※]に応じたところと体の健康支援

男女ともに生涯を通じて健康で豊かな生活を送れるよう、壮年期・高齢期の健康づくりのための健康教室や健康相談をはじめ、ライフステージ[※]に応じた健康教育、健康診査、相談体制の充実を図ります。

2 妊娠・出産・育児期等における女性の健康支援

こどもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくりのために健康診査や保健指導、相談などの支援を推進します。



基本方針9 DV^{*}等の防止と被害者への支援の推進

現状と課題

DV^{*}や性犯罪・性暴力、ストーカー行為などは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会^{*}を形成していく上でこれらの根絶を図ることは重要な課題です。

近年では、インターネットを利用した性的な暴力やハラスメントも新たな問題として浮上しています。

SNSやメッセージアプリを通じた嫌がらせや誹謗中傷は、特に若年層を中心に深刻な影響を及ぼしています。

市民アンケート調査によると、配偶者や恋人からの暴力について、「ののしる、大声でどなる」といった心理的暴力の経験が、身体的暴力や経済的暴力などと比べて高くなっています。(p61・図24)

行政の相談窓口に求められる配慮としては、全体で「法律や医療の専門相談を受けられるようにする」「匿名で相談できるようにする」「相談窓口の周知を行う」との回答が高く、また「同性の相談員に相談できるようにする」との回答は女性41.8%、男性26.6%と男女で差がみられました。(p61・図25)

DV^{*}や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、様々な場面でのハラスメントなどを社会全体で許さない意識を共有し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、被害の未然防止・再発防止に向けた政策の実効性を高め、被害者一人ひとりに寄り添った支援が確実に行われるよう取組を継続・強化していくことが求められます。

《施策》

1 DV^{*}等を防止するための啓発の推進

DV^{*}等を防止するため、人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、様々な機会や媒体を通じた啓発活動を推進します。

2 DV^{*}等被害者への相談・支援の推進

相談・支援を行うとともに、DV^{*}等被害者が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、住居確保、就労支援など、DV^{*}等被害者の状況に応じた支援を行います。

3 ハラスメントの防止の啓発の推進

地域活動や学校など様々な場面でのハラスメント事例や防止策を周知するとともに、研修会や広報活動を通じて社会全体の意識向上を図り、誰もが安心して過ごせる環境づくりに向けた啓発を推進します。



基本方針 10 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進

現状と課題

生活上の困難に直面する人々の事情は様々です。経済的困窮をはじめとして、就労、病気、国籍、高齢、障がい、家庭の課題など多岐にわたります。また、こうした課題を複数抱えている場合もあります。

特に、女性は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、不安定な就労状況、その他様々な事情により、困難な問題が複合的でより複雑化する傾向があります。

コロナ禍や物価高騰により、女性の非正規労働者が特に影響を受けたことも指摘されています。

こうした中、令和6（2024）年4月には、「女性支援新法」が施行されました。同法では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性等を支援対象とし、女性が自らの意思を尊重されながら、その状況に応じてきめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としており、困難を抱える女性に対して必要な支援を行っていくことが求められています。

生活上の困難を抱えた人が、心身ともに健康で暮らすためには、それぞれの事情に寄り添い、その困難さを理解した上で、きめ細かな支援を行うことが必要であり、それぞれが抱える問題に応える相談体制の充実が必要です。

また、抱える問題が複合化、複雑化していることが多く、こうした困難の解決には、それぞれの問題にかかわる多様な関係機関等との連携が重要です。

《施策》

1 生活上の困難に直面する人への支援

困難な問題を抱える女性、経済的に困窮している人、ひとり親家庭の人、高齢者、障がいのある人、外国人など課題を抱える人に対するきめ細やかな相談・支援体制を整備し、総合的なサポートを提供します。

また、関係機関との連携を強化し、相談から支援まで一貫した支援サービスを推進し、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施します。